

令和4年台風第14号における住宅の応急修理実施要領

第1 目的

この要領は、令和4年台風第14号における災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めることを目的とする。

なお、本制度の対象となる法の適用を受けた市町村は、宮崎県内の1市（延岡市）である（令和4年9月23日適用）。

第2 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼又はこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることを見込まれる場合を対象とする。

(2) 資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市町村において、「資力に関する申出書」（様式第3号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合はローン等個別事情を勘案し判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

第3 応急修理期間における応急仮設住宅の使用

(1) 災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害発生の日から1か月を超えると見込まれる者であること。

(2) 応急修理期間中に応急仮設住宅を使用する者のために、新たに建設型応急住宅を建設することは認められない。

(3) 応急仮設住宅の入居期間は、災害発生の日から原則6か月以内とし、応急修理が完了した場合は速やかに応急仮設住宅を退去すること。

(4) 応急修理は住まいの再建を図るため、できる限り早期に行うべきものであり、実施主体である県や事務委任を受けた市町村は、応急修理期間の短縮化に努めること。

第4 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の構造上重要な部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適切な箇所について実施することとする（工事例及び基本的考え方は「別紙1」参照）。

第5 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯当たりの限度額は以下のとおりとする。

① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯
655,000円以内（税込み）

② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
318,000円以内（税込み）

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、（1）の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領を受けていないこと等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

（借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。）

第6 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町村は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、応急修理制度の概要を説明する。

以後の手続は図1（「別紙2」参照）のとおり。

第7 関係様式

- ・ 災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ・ 住宅の被害状況に関する申出書（様式第2号）
- ・ 資力に関する申出書（様式第3号）
- ・ 修理見積書（様式第4号）
- ・ 応急修理依頼書（様式第5号）
- ・ 応急修理実施連絡書（様式第6号）
- ・ 請書（様式第7号）
- ・ 工事完了報告書（様式第8号）
- ・ 借家の応急修理に係る所有者の同意書（様式第9号）

附則

この要領は、令和4年9月23日から施行する。

住宅の応急修理にかかる工事例

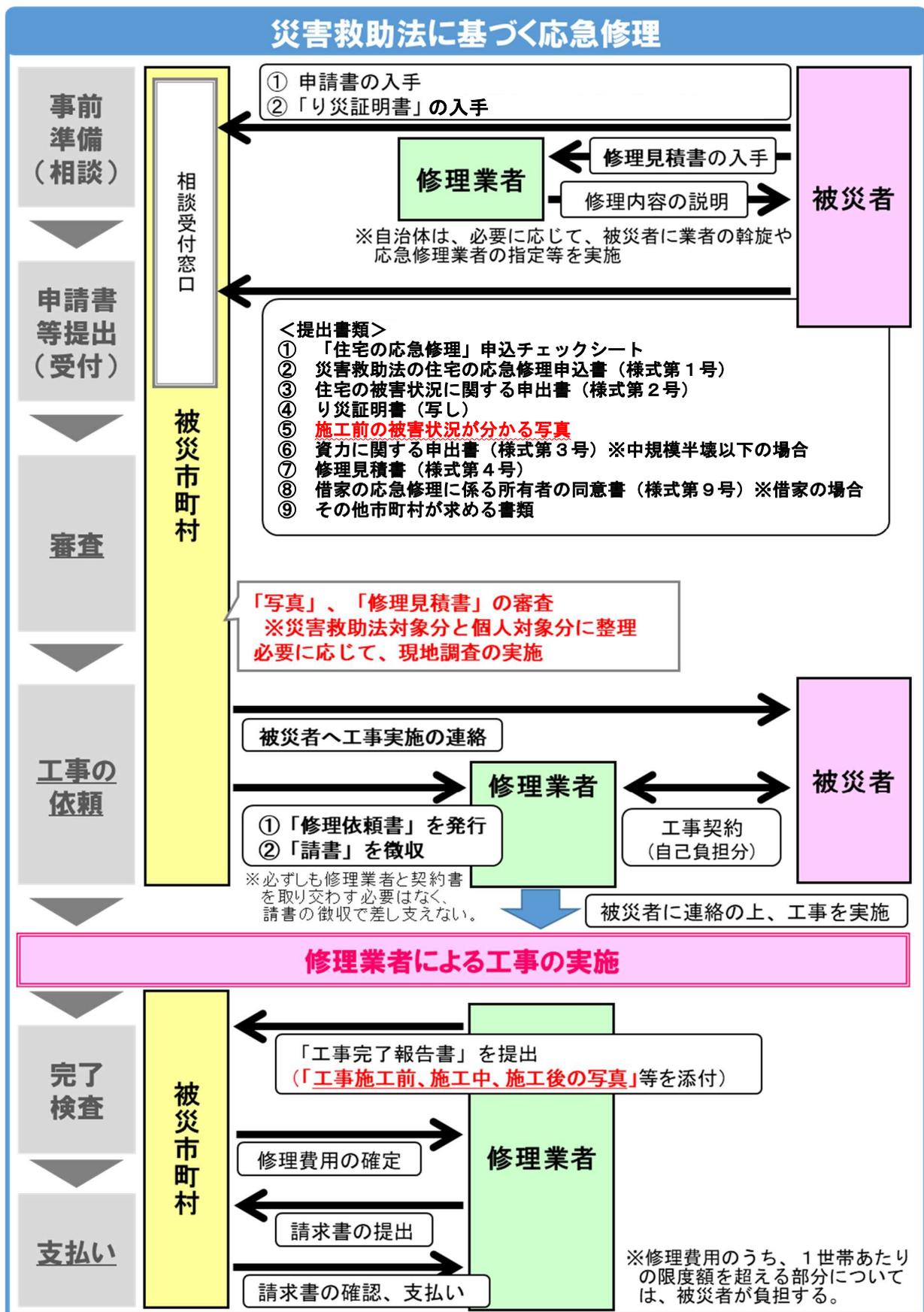
1 典型的な応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替え、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替え
- (4) 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む）
- (5) 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- (7) 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替えを含む）
- (8) 壊れた給排気設備の取替え
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替え（便器はロータンクを含む。設備の取替えと併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 当該災害による被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - (例) ○ 壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取替え（温水洗浄便座は被災前から備わっている場合は可）
 - 割れたガラスの取替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - × 壊れていない便器の取替え
 - × 古くなった壁紙の貼替え
 - × 古くなった屋根葺き材の取替え
- (2) 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱いとする。
 - ・ 壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合にのみ対象とする。
 - ・ 壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 - (例) × 壊れた石膏ボードのみの取替え
 - × 畳や壁紙のみの補修
 - 屋根の下地材が損傷し、雨漏りによって破損した床と畳の取替え
- (3) 修理の方法は代替措置でも可とする。
 - (例) ○ 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) 家電製品は対象外である。

図 1 住宅の応急修理の手続及び流れ



申込日：令和 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理申込書

〇〇〇〇市町村長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市町村の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 _____

【現在の住所】 _____

【現在の連絡先（TEL）】 _____（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 _____ 印（自署の場合は押印省略可）

1 被災日 令和 年 月 日

2 災害名 令和4年台風第14号

3 住宅の被害の程度（「り災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。）
・ 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊

4 被害を受けた住宅の部位（※該当箇所に○をつけてください。）
・ 屋根 ・ サッシ ・ 柱 ・ 上下水道の配管
・ 床 ・ ガスの配管 ・ 外壁 ・ 給排気設備の配管
・ 基礎 ・ 梁 ・ 電気、電話線、テレビ線の配線
・ トイレ ・ ドア ・ 浴室 ・ 窓
・ その他（ ）

※ 「住宅の被害状況に関する申出書」（様式第2号）で修理対象箇所を記入してください。

（添付書類）

- ・ 「住宅の応急修理」申込チェックシート
- ・ 住宅の被害状況に関する申出書（様式第2号）
- ・ り災証明書の写し
- ・ 施工前の被害状況が分かる写真
- ・ 資力に関する申出書（様式第3号）※中規模半壊以下の場合
- ・ 修理見積書（様式第4号）※後日提出可だが、工事実施前に必要
- ・ 所有者の同意書（様式第9号）※借家の場合
- ・ その他市町村が求める書類

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

様式第2号

様式第3号

資力に関する申出書

〇〇市町村長 様

私、_____は、（ 令和4年台風第14号 ）
のため、住家が（ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ）して
おります。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施して
いただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申出者 被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏 名

印

（自署による場合は押印省略可）

修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額 (総工事費) 円 (消費税込)

 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1) 円 (消費税込)

見積金額(被災者負担分) 円 (消費税込)

| 工事名称 | 金額 (消費税込) | うち応急修理対象分 (消費税込)(※2) | 備考 |
|------|--------------|-------------------------|----|
| | | | |
| ① | 円 | 円 | |
| ② | 円 | 円 | |
| ③ | 円 | 円 | |
| ④ | 円 | 円 | |
| ⑤ | 円 | 円 | |
| ⑥ | 円 | 円 | |
| 合計 | 円 | 円 | |

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：

655,000円の範囲内

準半壊の場合：

318,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付(修理業者指定の様式で可。)すること

〇〇〇市町村長 殿

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

| | |
|------|--|
| 住所 | |
| 会社名 | |
| 電話番号 | |
| 代表者名 | |

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

| | |
|----|--|
| 住所 | |
| 氏名 | |

(※市町村記入欄)

| | | |
|------|------|--------|
| 市町村名 | 受付番号 | 受付担当者名 |
| | | |

修理見積書

(全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊)

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額 (総工事費) 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額 (応急修理分) (※1) 円 (消費税込)

見積金額 (被災者負担分) 円 (消費税込)

工事内訳は別紙のとおり
(工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い)

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度割

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 655,000円の範囲内
準半壊の場合： 318,000円の範囲内

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること。

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に **○** を付けること。

〇〇〇市町村長 殿

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

| | |
|------|--|
| 住所 | |
| 会社名 | |
| 電話番号 | |
| 代表者名 | |

(※修理申込者記入) 上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

| | |
|----|--|
| 住所 | |
| 氏名 | |

(※市町村記入欄)

| 市町村名 | 受付番号 | 受付担当者名 |
|------|------|--------|
| | | |

令和 年 月 日

応急修理依頼書

_____ 様

〇 〇 市町村長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼します。工事完了後、速やかに「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（応急修理分）

（添付書類）

修理見積書（写）

令和 年 月 日

応急修理実施連絡書

_____ 様

〇 〇 市町村長

被災された次の住宅について、別添のとおり応急修理するよう依頼しましたので、連絡します。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

1 被災された方の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（応急修理分）

5 応急修理実施予定期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

（添付書類）

応急修理依頼書（写）、修理見積書（写）

請 書



- 1 件 名 : ○○○○○邸 応急修理業務
- 2 履行場所 : ○○市 (町・村) △△△ □—○—△
- 3 履行期間 : 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 契約金額 : 金、 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証 : 免除
- 6 請求条件 : 市 (町・村) の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。
- 7 支払方法 : 完了後払
- 8 申込書受付番号 : 令和 年 月 日 第 号

○市 (町・村) 契約規則、関係書類 (応急修理見積書、修理依頼書等)、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和 年 月 日

○○○○市 (町・村) 長 ○ ○ ○ ○ 様

受注者 : 住所

氏名

工 事 完 了 報 告 書

〇 〇 市町村長 様

(施工業者)

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・ 修理見積書（写）
- ・ 工事写真（施工前、施工中、施工後）

借家の応急修理に係る所有者の同意書

〇〇市町村長 様

私が所有する下記の物件について、修理を行うことができませんので、災害救助法に基づき住宅の応急修理を行うことに同意します。

記

1 対象住宅の所在地、物件名、居室番号

2 所有者が修理を行うことができない理由

※借家等は通常はその所有者が修理を行うものであるため、修理を行うことができない理由を詳しく記入してください。

令和 年 月 日

(所有者)

住 所

氏 名

印

上記借家の応急修理が完了し生活が可能となった場合は、当該借家に居住します。

令和 年 月 日

(被災者)

住 所

氏 名

印

(自署による場合は押印省略可)
※受付後は最後に綴ってください。

| | | |
|------|---|---|
| 受付番号 | 第 | 号 |
| 申込者 | | |

「住宅の応急修理」申込チェックシート

【必要書類】

○ 必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。

- 本申込チェックシート
- 申込書（※申込書は「り災証明書」の世帯主になっていませんか？）
- 住宅の被害状況に関する申出書（様式第2号）
- り災証明書（写し）
- 施工前の被害状況が分かる写真**
- 資力に関する申出書（様式第3号）※中規模半壊以下の場合
- 修理見積書（様式第4号）
※後日提出も可ですが、工事実施依頼前までには必要となります。
- 借家の応急修理に係る所有者の同意書（様式第9号）※借家の場合
- その他市町村が求める書類（工事費の振込先口座番号など。市町村に確認してください。）

【対象者要件】

○ 「被害の状況」はどれに該当しますか？（り災証明書を確認）

- 全壊 大規模半壊 中規模半壊
- 半壊 準半壊

【修理見積書依頼状況】

- 依頼済・・・・・・・・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載
- 未依頼（修理業者の当てはある）
- 未依頼（修理業者を探している段階）

修理業者名：

修理業者への応急修理の説明： 未 済
（対象工事、写真撮影、手続の流れ、債権者登録等の説明を忘れずに）

工事完了： 済 、工事中： 頃に着工、 未定

受付担当者

| |
|--|
| |
|--|